

**いばらき県央学生定住・UJターン促進事業  
企画運營業務委託仕様書**

**1 委託業務の目的**

県央地域9市町村（水戸市，笠間市，ひたちなか市，那珂市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町，東海村）により構成されるいばらき県央地域移住・定住促進協議会（「協議会」という。）では，いばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョンに基づき，令和4年度から5年間，圏域への移住・定住の促進に係る取組を進めることとしている。

本委託業務は，大学生の多くが就職活動を通して改めて居住地域を選択することを踏まえ，圏域内の大学生を対象とした定住意欲の向上及び進学により圏域外へ転出した大学生に対するUJターン意欲の向上を図ることで，将来的に圏域の若い世代の人口増につなげることを目的に実施する。

**2 委託業務名**

いばらき県央学生定住・UJターン促進事業企画運營業務委託

**3 委託業務の発注者**

いばらき県央地域移住・定住促進協議会（事務局：水戸市市長公室政策企画課）

**4 委託期間**

契約日の翌日から令和7年3月14日（金）まで

**5 委託場所**

茨城県水戸市中央1丁目外地内

**6 委託業務の内容**

本委託業務の目的を達成するため，受託者は次の業務を行う。

**(1) 事業の企画運営・実施**

受託者が提案する事業の企画運営等に係る業務全般を，発注者と協議の上，実施する。

**ア 対象者**

- (ア) 圏域に居住する大学生
- (イ) 進学により圏域外へ転出した大学生

**イ 伝えること**

以下の県央地域の暮らしの魅力を対象者に伝えること。

- ① 教育，医療機関等が集積する中核市を中心に，安心できる都市インフラが構築されているとともに，海から山まで豊かで多彩な自然環境を有していることで，理想のライフスタイルを実現することができる環境が整っている点

- ② いばらき県央地域内には、こどもの遊び場や大型商業施設等の日常的に利用が見込まれる施設が数多く立地しているほか、JR常磐線をはじめとした鉄道路線や3本の高速道路に加え、空港やフェリー港を有することにより、首都圏をはじめとした全国へのアクセスに優れており、利便性の視点からも、不自由のない暮らしが可能な環境が整っている点

その他、暮らしの情報の詳細については、以下のサイトを参考とすること。

「#いばらきどまんなかライフ」ABOUT ページ…<https://ibaraki-kenou-iju.jp/about/>

## ウ 手法について

「対象者」に対し、「伝えること」をはじめとした県央地域の情報を発信することによる本委託業務の目的の達成に向け、効果的な手法を提案し実施すること。

なお、手法の提案においては、いばらき県央地域の人との交流を通して得た情報や想いを同世代の視点で届けるものとして、必ず以下の「いばらき県央ふるさとワーキングホリデー2024」の参加者と連携した情報発信を組み込むこと。

### 【「いばらき県央ふるさとワーキングホリデー2024」概要（予定）】

概要：東京圏の大学生等を中心とした20～30歳代の若い世代をメインターゲットとし、いばらき県央地域の暮らしを「まち・海側・山側の暮らし」に分類し、2週間の仕事体験や短期在住、地域の「人」との交流等を行う移住体験プログラム

期間：令和6年9月2日（月）～15日（日）

参加者：7名

詳細：別紙「いばらき県央ふるさとワーキングホリデー2024 概要書」を参照

※ 「いばらき県央ふるさとワーキングホリデー2024」の参加者との連携方法は特に定めがないが、参加者を現地に招集する場合、交通費や宿泊費等の必要な経費は受託者負担とすること。

なお、参加者には発注者から受託者との連携についてあらかじめ協力を依頼しておくが、参加者の都合により連携が難しくなった場合は、受託者が提案した連携方法とは別の手法により、同等の効果が得られる取組を実施すること。

## (2) 事業報告書の作成

本委託業務として実施した全ての取組を事業報告書としてとりまとめて提出すること。

報告書には、取組の内容のほか、事業を実施して新たな課題が見つかった場合、それを解決するための提案も盛り込むこと。

## 7 その他運営上の要件

### (1) 実施体制

業務責任者を置くとともに、契約締結後、業務主任技術者選任通知書を作成して提出し、業務全般の管理を一元化すること。

- (2) 事業計画書の作成  
契約締結後、スケジュール等を盛り込んだ事業計画書を作成し提出すること。

## 8 成果物

- (1) 事業報告書  
完成品を電子データ（PDF 形式）で納品すること。
- (2) 本委託業務において撮影した全ての写真・動画データ  
発注者あてUSB等の外部記録媒体に格納し提出すること。
- (3) 本委託業務において作成した全ての成果物及び成果物を構成する素材  
Microsoft office(Word, Excel, PowerPoint)形式やai形式(非アウトライン化)など、発注者が今後、協議会事業に利用できるファイル形式により、発注者あてUSB等の外部記録媒体に格納し提出すること。

## 9 留意事項

- (1) 本委託業務において作成した全ての成果物及び成果物を構成する文章・写真等全ての素材の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、全て発注者に帰属することとする。また、受託者はそれらの成果物及び成果物を構成する素材について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないこととする。ただし、企画提案書に受託者が希望する著作権の取り扱いに関する記載があり、かつ受注後書面で発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 受託者は、納品する成果物及び成果物を構成する文書・写真等全ての素材について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の全ての責任は、受託者が負うものとする。
- (3) 受託者は、納品する成果物及び成果物を構成する文書・写真等全ての素材について、それらを発注者が次年度以降の協議会事業の中で使用する場合においても、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害することがないように事前承諾を得るなどの手段により保証しておくこととし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の全ての責任は、受託者が負うものとする。
- (4) 受託者は、本委託業務中に知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。委託業務完了後についても、同様とする。
- (5) 受託者は、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに発注者の指示を受けることとする。

(6) 受託者は、本委託業務完了後から令和7年3月31日(月)までの間、その成果物に、受託者に非がある瑕疵や誤謬等の不備が発見されたときは、速やかに成果物を訂正しなければならない。

(7) この仕様書に定めのない事項及び不明な点は、発注者・受託者の協議の上、決定する。